

大情審答申第 474 号
令和 2 年 3 月 30 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成29年6月29日付け大都整公設第20号及び大建第30660号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が行った平成 29 年 5 月 8 日付け大都整公設第 9 号による部分公開決定（以下「本件決定 1」という。）において公開しないこととした部分のうち、別表 1 に掲げる部分を公開すべきである。

本件決定 1 のその余の部分は妥当である。

また、実施機関が行った平成 29 年 5 月 8 日付け大建第 114 号による部分公開決定（以下「本件決定 2」といい、「本件決定 1」とあわせて「本件各決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成 29 年 4 月 24 日に、実施機関に対し、別表 2 の（あ）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件請求 1」という。）及び別表 3 の（あ）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件請求 2」といい、「本件請求 1」とあわせて「本件各請求」という。）を行った。

2 本件決定

(1) 本件決定 1

実施機関（都市整備局）は、本件請求 1 に係る公文書を、別表 2 の（う）欄に記載の公文書と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、公開しないこととした部分及び公開しない理由を別表 2 の（え）欄及び（お）欄のとおり付して、本件決定 1 を行った。

(2) 本件決定 2

実施機関（建設局）は、本件請求 2 に係る公文書を、別表 3 の（う）欄に記載の公文書と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、公開しないこととした部分及び公開しない理由を別表 3 の（え）欄及び（お）欄のとおり付して、本件決定 2 を

行った。

3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 6 月 1 日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、それぞれ審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求する内容

- (1) 見積書又は下見積もり比較表の業者ごとの金額（総額）が分かる部分の公開を要請する。
- (2) 予定価格内訳に含まれる細目別内訳の金額をすべて公開されるよう要請する。

2 審査請求する理由と根拠

(1) 見積比較表及び見積書について

ア 昇降機設備工事の下見積書又は見積もり比較書については、現時点で、公共工事の監督官庁である国交省をはじめとして、国立大学・都庁・中央区・目黒区・荒川区・港区・板橋区・練馬区・横浜市・愛知県・名古屋市、福岡県、福岡市等で少なくとも業者名と総額が開示されている。

国立大学並びに都庁も下見積もりを不開示としていた時期があり、異議申立てを行った結果、「下見積もり総額並びに業者名は開示すべき」という答申が出されている。

従って、下見積もりの「業者名並びに総額」は殆どの官公庁等で開示されており、非公開（又は不開示）としている官公庁等は大阪市を含め極めて限られている。

従って、「見積書の主要な情報である内訳明細を公にすることにより、実施機関が今後適正な見積書を徴取できなくなる」などという理屈は全く成り立たない。

イ 下見積もりと入札時見積もりとの間に情報公開上の取り扱いを異にしなければならぬような属性上の差異など全く無く、両者の違いは総コストへの上乗せ額の大小だけでしかない。

企業秘密そのものである総コストへの上乗せ額が最も小さく総コストに最も近似したのが入札時見積もりであり、逆に上乗せ額が最も大きく総コストとかけ離れてとんでもなく高いのが下見積もりである。

従って、入札時見積もりが公開されているのに下見積もりを非公開とすることは論理的に成り立たない。

ウ 「予定価格設定に際しては常に同じ査定率を使っている」という点が「将来案件の予定価格が容易に類推可能となり、入札の競争性が損なわれ、価格が高止まりするなどの不利益が生じる」という論理の要であり、査定率が変動していたのではこの論理はそもそも成り立たない。

しかしながら、「予定価格設定に際しては常に同じ査定率を使っている」こと自体が予定価格設定に関する法令の要請に反した運用であり、実務的にもなんら合理性も妥当性も持ちえない。

エ 査定率が分かると将来案件の予定価格が類推できるという主張が成り立つには、当該官公庁等の調達部門以外には入札前に誰も知ることの出来ない、将来案件の下見積りの最低額を入札前に正確に予測することが必須条件になるが、こんな人知を超えたことなど出来ないことは、誰にでもわかることである。

(2) 予定価格内訳及び金入り設計書について

予定価格総額を公表しても「今後発注される他の類似工事の予定価格及び最低制限価格が類推されるおそれ」がないにも拘わらず、予定価格の積算根拠である細目別内訳の公開の是非の議論になった途端に、「類推される恐れがある」などと主張するのは支離滅裂である。

以下に示す官公庁等が、予定価格の細目別内訳書の開示請求に対して常に開示決定を行っており、知る限りでは非開示としているところなど皆無であるという事実を見れば、大阪市の非公開決定とその論理が常識はずれであることは明らかである。

国交省・国立大学・都庁・警視庁・東京 23 区（港区・荒川区・中央区・板橋区・練馬区・目黒区等）・府中市・横浜市・千葉市・大阪府・大阪市・愛知県・名古屋市・福岡県・福岡市

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件各請求に係る公文書について

(1) 本件請求 1 に係る公文書について

本件請求 1 に係る公文書は、実施機関（都市整備局）が発注する東三小中学校昇降機設備工事外 5 件についての予定価格内訳（以下「本件予定価格内訳」という。）及び見積比較表（以下「本件見積比較表」という。）である。

本件見積比較表は、東三小中学校昇降機設備工事外 5 件の工事に先立ち、当該工事の工事価格の積算をするために事業者より入手した見積書の内容を一覧で比較対照できるよう、事務参考用に作成したものであり、見積採用メーカー名及び金額部分を非公開とした。

また、本件予定価格内訳は、予定価格を算出するために作成した文書であり、そのうち細目別内訳については、数量、金額、材種、材質、形状、寸法、工法等が記載されており、記載されているうちの金額部分を非公開とした。

(2) 本件請求 2 に係る公文書について

本件請求 2 に係る公文書は実施機関（建設局）が発注する弁天抽水所ポンプ棟昇降装置設備工事（以下「本件工事」という。）の工事設計書（金入り）（以下「本件工事設計書」という。）及び見積書（以下「本件見積書」という。）である。

本件見積書及び本件工事設計書は、本件工事の価格算出の基礎とするために事業者から徴取する見積書及び当該見積書をもとに本市積算基準に基づいて算出した工事価格を記載している工事設計書（金入り）であり、実施機関（建設局）が本件見

積書及び本件工事設計書において公開しないこととした情報は、本件見積書にあっては、個人の氏名、法人等の印影及び見積額、また、本件工事設計書にあっては、直接工事費内訳金額である。

2 本件各決定を行った理由

(1) 工事契約の内部手続について

本市における工事請負契約については、大阪市契約規則（以下「規則」という。）で基本的な事項を定めており、工事主管局長は、まず工事の設計を行い、作成した設計図面、工事仕様書等に基づき、工事価格を積算し、これらの書類から構成する工事設計書により設計内容を確定して、契約管財局長へ契約締結を請求する。

契約管財局では、この請求を受けて、規則第26条第2項に基づき、工事主管局長が積算した工事価格に一定の率を乗じて当該工事の予定価格を算出決定し、競争入札、随意契約等の方法により契約を締結する。

(2) 工事価格の積算について

工事価格は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目をもとに算出し、工事費総額は、その工事価格に消費税及び地方消費税相当額を加算して算出している。このうち、直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要となる費用であって、昇降機設備工事の場合は、昇降機かご、巻上機械類などの費用が直接工事費に当たる。

一般に直接工事費は、使用部材ごとに建設資材関係の定期刊行物に掲載された調査価格や事業者の作成するカタログ等による公表価格、個別の事業者による見積価格を参考として単価を設定し、これに必要数量を乗じて算出した単価総額を合算するなどし、積算を行っているが、昇降機設備工事の直接工事費は、上記の調査価格や公表価格が存在しないため、見積価格を参考としている。

実施機関（都市整備局）は、昇降機設備工事に係る見積書を各事業者に依頼し、徴取した見積書の金額に基づき、市場の動向、過去の実績等を勘案して査定率を乗じ、直接工事費算出に活用している。また、同一年度内に複数の類似案件を発注することが予定されている場合は、型式ごとの見積書を一括して各事業者に依頼し、徴取した見積書の金額を一定期間使用している。

(3) 本件決定1において本件見積比較表の金額部分を非公開とした理由の詳細について

審査請求人が審査請求書において述べている不服の内容は、「見積比較表の業者ごとの金額（総額）」が非公開とされている点についてであることから、以下この点に絞って説明する。

上記(2)で述べたとおり、昇降機設備工事の工事価格の積算においては、実務上、事業者から見積書を徴取することが不可欠である。そのうえ、昇降機設備工事では、受注者が自社で製造した昇降機を自ら建物に備え付けることになるため、実際に受注する可能性のある事業者から見積書を徴取しなければ、工事価格として適正な価格を算出したのか確認できない事情もある。

特に、昇降機設備工事については、受注する可能性のある事業者が9社（平成30

年3月末現在)と少なく、適正な価格の設定を行うためにはできるだけ多くの事業者から見積書を徴取する必要がある。

工事価格の積算の参考とするための見積り依頼は、事業者に対して本市の事務事業の参考のために対価なく任意の協力を求めるものであり、この依頼に応じなくてもその後の入札には参加できるため、依頼を受けた事業者にとって、見積書の作成は一方的な負担にほかならない。

これまでに徴取した見積りの実績では、事業者ごとに見積価格の幅があり、各事業者の実情に応じた見積りであると考えているが、見積書等の金額部分を公表した場合、実施機関(都市整備局)に見積書を提出する事業者が、別の事業者による見積価格を参考として、従前とは全く異なる内容の見積書が提出されたり、数社が見積り依頼に応じないことにより、工事価格が著しく変動したりすることが考えられ、実施機関が今後適正な見積書を徴取できなくなる可能性がある。これにより、工事価格を適正に算定できず、入札や工事契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、事業者ごとの見積価格と、既に公開されている本件請求に係る工事の予定価格及び最低制限価格と照合すると、予定価格及び最低制限価格の基礎となる工事価格の決定方法が明らかになるおそれや、今後の同種の類似案件の予定価格及び最低制限価格が類推されるおそれ等があることから、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、条例第7条第5号に該当すると判断した。

また、本件見積比較表の金額部分には、各事業者の営業戦略の根幹に関わる価格情報を含むものであることから、第三者に開示することによって、価格体系や価格構成が明らかになり、それぞれの販売戦略が推測可能となるなど、事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれ、経済的不利益が生じるおそれが認められる。このことから、本件見積比較表の金額部分は、条例第7条第2号本文にも該当する。

これらのほか、見積書の徴取に際して、見積り依頼を受けた事業者の中には、上記理由により、「いかなる第三者にも開示・漏洩はしない」との条件のもとで、提出している事業者もいる。そのため本件決定1では、公開しない理由の根拠として条例第7条第3号も挙げている。なお、本件見積比較表の金額部分は、法人の経営上の重要な情報であって、そのような事情より通例として公にされないものであり、その徴取に当たり上記条件を付することは、当該情報の性質や当時の状況に照らして合理性があったものである。

(4) 本件決定1において本件予定価格内訳のうち金額部分を非公開とした理由の詳細について

本件予定価格内訳に含まれる細目別内訳には、工事を施工するために必要な作業ごとの価格が記載されており、見積価格から算出した直接工事費の内訳が記載されている。

細目別内訳の金額部分の公開の可否の判断基準について、実施機関(都市整備局)では工事費内訳書の情報提供等事務取扱要領にその基準を設けており、同要領第7条で、「細目別内訳の情報提供は、全ての契約工事を対象とし、その時期は、当該契約工事の当初契約日の属する年度の末日から2年を経過した日の翌開庁日以降と

する。」と規定している。

昇降機設備工事の発注において、上記(2)で述べたとおり、一定の期間は同じ見積価格を参考にして直接工事費を算出している。この同じ見積価格を使用する期間に細目別内訳の金額部分を公開すると、公開された金額から同期間に発注する同種の類似案件の予定価格及び最低制限価格が容易に類推され、適正な積算を行わない事業者が応札し、その事業者が落札すれば、公共工事の品質を確保することが困難になり、本市の財産上の利益が損なわれ、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、工事期間中に当初の契約内容から施工方法等の変更が生じた場合は、本市の工事請負契約書第25条の請負代金額の変更方法及び同第31条の請負代金額の変更に代える設計図書の変更(以下「設計変更」という。)の規定のとおり、発注者と受注者の協議の上、設計図書を変更し、設計変更契約を行うこととなる。実施機関(都市整備局)では、設計変更予定価格は、別の機器や部材に変更するなど対応する内訳の金額がない場合を除き、基本的には入札時の工事価格算出のために徴取した見積金額に基づき算出している。このため、工事期間中に細目別内訳の金額部分を公開すると、設計変更予定価格が容易に類推され、受注者の見積り努力により形成されるべき適正な価格での契約変更が困難になり、本市の財産上の利益が損なわれ、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ここで、細目別内訳を非公開とする期間を「当初契約日の属する年度の末日から2年」としているのは、一般的な昇降機設備工事の工事期間が概ね2年であることから、当該契約工事の当初契約日の属する年度の末日から2年を過ぎれば、同じ見積価格を使用した発注工事は概ね完成しており、細目別内訳を公開しても契約変更に係る予定価格を類推されることはなく、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないからである。

本件請求時において、東三小中学校昇降機設備工事外5件の工事は、当初契約日の属する年度の末日である平成29年3月31日から2年を経過していないことから、条例第7条第5号に該当すると判断した。

(5) 本件決定2においての本件見積書のうち見積額を非公開とした理由の詳細について

審査請求人が審査請求書において述べている不服の内容は、本件見積書のうち見積額が非公開とされている点であることから、以下、この点に絞って説明する。

上記(2)で述べたとおり、調査価格や公表価格が存在しないため、昇降機設備工事の工事価格の積算においては、実務上、事業者から見積書を徴取することが不可欠である。そのうえ、昇降機設備工事では、受注事業者が自社で製造した昇降機を自ら備え付けることになるため、実際に受注する可能性のある事業者から見積書を徴取しなければ、工事価格として適正な価格を算出したのか確認できない事情もある。

特に、弁天抽水所ポンプ棟昇降装置は、一般の人や荷物用の昇降機ではなく、積載荷重が12トンのし渣(流入汚水から捕捉したごみ等)を運搬する車両用の特殊な昇降装置である。

工事価格の積算の参考とするための見積り依頼は、事業者に対して本市の事務事

業の参考のために対価なく任意の協力を求めるものであり、この依頼に応じなくても、その後の入札には参加できるため、依頼を受けた事業者にとって、見積書の作成は一方的な負担にほかならない。

また、公開により得られた他社の情報が自社の見積り等より優位にある場合、実施機関（建設局）に見積書を提出する事業者が、自社の材料費、人件費等の積算根拠等を考慮せずに、より優位にある他社の表面上の見積価格のみを参考として、従前とは全く異なる内容の見積書を提出することも考えられ、今後、これらの事業者から実施機関（建設局）が適正な見積書を徴取できずに工事価格を適正に積算できなくなるなど、入札や工事契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上の理由により、条例第7条第5号に該当するため、非公開とした。

本件見積書に記載している見積額は、事業者が独自で保有する技術的ノウハウ等に基づき算出した具体的な工事金額であり、営業戦略の根幹に関わる価格情報であって、その保有する生産技術上の情報をも含むものであり、第三者に公開することによって、項目ごとの価格体系や価格構成が明らかになり、それぞれの生産技術や販売戦略が推測可能となるなど、事業者の競争上または事業運営上の地位が損なわれ、見積書を提出した事業者に経済的不利益が生じるおそれがある。

以上の理由により、条例第7条第2号にも該当するため、非公開とした。

(6) 本件決定2において本件工事設計書のうち直接工事費内訳金額を非公開とした理由の詳細について

本件工事設計書は、実施機関（建設局）が契約管財局へ工事契約の締結を請求するために作成したものであって、上記(2)で述べたとおり、工事価格（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）を明記したものであり、このうち直接工事費には、その内訳金額として、昇降装置の昇降路設備、巻上機械類、制御装置、昇降機かご等の各費用額面を記載している。

実施機関（建設局）では、工事期間中に当初の契約内容から施工方法等の変更が生じた場合は、工事請負契約書に基づき、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ、請負代金の変更または設計図書の変更契約を行うことがあり、この場合、当初の設計と同様の方法で、設計変更工事費の積算のために事業者に見積り依頼を行い、変更時の見積書（以下「変更時見積書」という。）を徴取のうえ、変更後の工事価格を算出している。

本件工事設計書に記載の直接工事費内訳金額を公開することで、当初設計の際に本件見積書を提出した各事業者が、当該見積書に記載した見積金額と直接工事費内訳金額を比較することが可能となり、実施機関（建設局）による設計変更の見積り依頼の機会を利用して、変更時見積書において、変更見積り対象の明細項目金額の不正加算を行う可能性があるなど、設計変更における適正な見積り算定を阻害している環境を実施機関が提供していることとなり、結果的には不誠実な対応を誘導し且つ事業者として不適正な利潤を実施機関の予算から執行することとなるなど、設計変更契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上の理由から、条例第7条第5号に該当するため、非公開とした。

3 審査請求人の主張に対する実施機関の見解

(1) 本件決定1について

ア 審査請求人は審査請求書において、「総コストに最も近似した入札時見積もりが公開される以上は、総コストと最もかけ離れて高い価格である下見積もりは公開されて当然の情報であり、非公開とすべき合理的な理由など存在しない」と主張する。「入札時見積もりが公開」という箇所は、本市では、落札決定後に事業者ごとの入札価格（入札書に記載された金額）を基本的に公表しており、そのことを指摘しているものと考えられる。しかし、事業者にとっては、入札書を提出しなければ落札することはできず、営業上も入札書提出の必要性が認められる一方で、工事価格の積算のための見積書については、上記2(2)及び(3)で述べたとおり、実施機関（都市整備局）としての内部事務に必要なものであって、実施機関（都市整備局）への無償のサービス提供にほかならず、何ら見積書の徴取に応じる誘因が働かないものである。

このように、入札書と見積書は根本的に提出事情の異なるものであって、本件見積比較表の金額部分を非公開として取り扱う合理的な事情は存在し、詳細は上記2(3)に述べたとおりである。

また、本件見積比較表の金額部分は、各事業者の経営上の情報等に基づき算出した価格であり、上記2(3)に述べたとおり、事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれ、経済的不利益が生じるおそれが認められるため、本件見積比較表の金額部分を非公開とする。

イ 審査請求人は、発注案件ごとに工事形態や仕様は異なり、予定価格の算定基礎となる見積金額も異なることから、査定率がわかったとしても、将来案件の予定価格を類推することはできないと主張する。実施機関（都市整備局）では、同一年度内に複数の類似案件を発注する場合には、各事業者から一括して徴取した同じ見積金額を一定期間使用しており、公開された見積金額や細目別内訳から同種の類似案件の予定価格及び最低制限価格が容易に類推されるおそれがあることは、上記2(2)及び(3)で述べたとおりである。また、上記2(4)に述べたとおり、設計変更契約の際には、基本的に入札時に徴取した見積金額に基づいて設計変更予定価格を算定しており、設計変更予定価格の類推を避けるためには、同じ見積金額を使用している他の継続中工事の工事期間中に公開することができない事情もある。

以上により、本件決定日においては、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本件見積比較表の金額部分及び本件予定価格内訳に含まれる細目別内訳を非公開とする。

(2) 本件決定2について

審査請求人は、審査請求書に示す多くの官公庁が細目別内訳の公開請求に対して常に公開決定を行っており、実施機関（建設局）の部分公開決定及びその論理が常識はずれである旨の主張をしている。

しかしながら、本件工事設計書のうち直接工事費内訳金額について、条例第7条第5号により非公開としているのは、本件請求時は本件工事は施工中であり、上記

2 (6)のとおり設計変更契約並びに工事目的物の引渡し及び支払いの適正な事務遂行に支障となる可能性があるため、実施機関（建設局）は工事が完成し、その工事代金の支払い完了後に、申し出があれば公開しているものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

審査請求人は、実施機関（都市整備局）の本件見積比較表の業者ごとの総額（以下「本件非公開情報1」という。）及び、実施機関（建設局）の本件見積書の業者ごとの総額（以下「本件非公開情報2」という。）を公開すべきであると主張するのに対し、実施機関（都市整備局）は本件非公開情報1は条例第7条第2号、第3号及び第5号に該当することを理由に、また実施機関（建設局）は本件非公開情報2は条例第7条第2号及び第5号に該当することを理由に公開すべきではないとして争っている。

また、審査請求人は、実施機関（都市整備局）の本件予定価格内訳のうち細目別内訳の金額部分（以下「本件非公開情報3」という。）及び、実施機関（建設局）の本件工事設計書の金額部分（以下「本件非公開情報4」という。）を公開すべきであると主張するのに対し、実施機関は本件非公開情報3及び4は条例第7条第5号に該当することを理由に公開すべきではないとして争っている。

したがって、本件各審査請求の争点は、本件非公開情報1の条例第7条第2号、第3号及び第5号該当性、本件非公開情報2の条例第7条第2号及び第5号該当性並びに、本件非公開情報3及び4の条例第7条第5号該当性である。

3 本件非公開情報1の条例第7条第2号、第3号及び第5号該当性について

(1) 条例第7条第5号の基本的な考え方

条例第7条第5号は、大阪市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性

質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないことができると規定している。ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいい、また、こうした支障を及ぼす「おそれがある」というためには、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

(2) 実施機関（都市整備局）における工事の積算について

工事請負契約については、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目をもとに算出した工事価格に一定の調整率を乗じて当該工事の予定価格を算出決定し、競争入札、随意契約等の方法により契約を締結している。

昇降機設備工事については定期刊行物等による公表価格等が存在しないため、昇降機設備工事に係る見積書を各事業者に依頼し、徴取した見積書の金額を一覧表にした見積比較表を作成し、見積金額に基づき、市場の動向、過去の実績等を勘案して査定率を乗じ、直接工事費の算出に活用している。また、同一年度内に複数の類似案件を発注することが予定されている場合は、型式ごとの見積書を一括して各事業者に依頼し、徴取した見積書の金額を一定期間使用している。

(3) 本件非公開情報 1 の条例第 7 条第 5 号該当性について

本件非公開情報 1 は、実施機関（都市整備局）の本件見積比較表に記載された、直接工事費と共通費の合計金額部分である。

実施機関（都市整備局）によると、各事業者が提出した見積金額のうち最安値の事業者の見積金額を採用していることを公表しているため、本件非公開情報 1 を公開することにより、見積を採用した事業者が判明することになり、見積を採用された事業者は自身が提出した見積書と落札決定後に公開される予定価格内訳の金額を比較することにより、高い精度で査定率を類推することができるのとことである。

実際に、当審査会において本件見積比較表の中で見積を採用された事業者の直接工事費の合計金額と本件見積比較表に基づき算出した予定価格内訳を比較したところ、高い精度で査定率を類推することができた。

以上を踏まえると、本件非公開情報 1 を公開することにより見積を採用された事業者は査定率を高い精度で類推することが可能となるため、非公表とされている査定率を実質的に公表したのと同じ結果となる。

実施機関（都市整備局）では、年間に同種の建築等工事を多数発注しており、これらの建築等工事の予定価格の算出に当たって一定の期間は同一の査定率を用いているため、同じ査定率を使用する同種の工事案件が当該期間中に発注されることになる。また、予定価格に、公表されている一定の率を掛けることにより最低制限価格を算出することが可能であるから、同じ査定率を使用する同種の工事案件の予定価格を類推することができるということは同時に最低制限価格をも類推することができることと認められる。

そして、最低制限価格を類推することができれば、事業者は、落札することを目的に最低制限価格であると類推した金額で応札価格を決定し、本来必要な費用と利

益を見込んだ価格を適正に積算せず入札に参加しようとするものが予想される。

このように、最低制限価格付近の金額に入札が行われれば、適正な積算を行わない事業者であっても実施機関（都市整備局）は選定せざるを得ず、その場合、公共工事の品質確保のために実施機関が通常より多大な負担を負わなければ、契約内容が完全に履行されないという事態が生じるおそれがあることが認められる。

以上を踏まえると、本件非公開情報 1 を公開することにより実施機関（都市整備局）における契約事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があるものと認められる。

したがって、本件非公開情報 1 は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

(4) 本件非公開情報 1 の条例第 7 条第 2 号及び第 3 号該当性について

本件非公開情報 1 の公開の可否については上記(3)の通りであるから、条例第 7 条第 2 号及び第 3 号該当性については判断しない。

4 本件非公開情報 2 の条例第 7 条第 2 号及び第 5 号該当性について

(1) 実施機関（建設局）における本件工事の積算について

工事請負契約については、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目をもとに算出した工事価格に一定の調整率を乗じて当該工事の予定価格を算出決定し、競争入札、随意契約等の方法により契約を締結している。

昇降機設備工事については、定期刊行物等による公表価格等が存在しないため、実施機関（建設局）では昇降機設備工事に係る見積書を各事業者に依頼し、徴取した見積書の直接工事費の金額を予定価格の直接工事費の算出において参考にしている。

(2) 本件非公開情報 2 の条例第 7 条第 5 号該当性について

本件非公開情報 2 は、実施機関（建設局）の見積書に記載された、直接工事費と共通費の合計の金額部分である。

実施機関（建設局）によれば、弁天抽水所ポンプ棟昇降装置は、一般の人や荷物用の昇降機ではなく、積載荷重が 12 トンのし渣（流入汚水から捕捉したごみ等）を運搬する車両用の特殊な昇降装置であり、実施機関（建設局）の保有する設備で類似のものは存在しないとのことである。また、本件工事は本件決定 2 の時点で施工中であり、工事期間中に設計変更が発生する可能性があるとのことであり、設計変更にあたっては、受注者のみならず施工能力を有すると考えられる複数の業者からあらためて、設計変更後の見積書の提出を受けることとなっているとのことである。

本件工事については定期刊行物等による公表価格等が存在しないため、適正な工事価格を算出する為には事業者からの見積書の提出を受けることが実施機関（建設局）の契約事務上不可欠であり、工事期間中に設計変更が行われる際においても同様に、適正な見積書の入手の必要性があることが認められる。

そして、本件非公開情報 2 を公開することにより、施工能力を有する事業者は自らが提出する見積書の合計額が公開されることを回避するため、実施機関（建設局）の見積提出依頼を拒否するおそれがあるとする実施機関（建設局）の説明には合理性があると認められる。

特に、本件工事は実施機関（建設局）が説明するとおり、非常に特殊な工事であり、本件非公開情報 2 を公開することによって、限られた施工能力を有する事業者の中から複数の見積を徴取することが困難になれば、本件工事の設計変更において適正な見積を徴取することが出来なくなることから、実施機関（建設局）の契約変更事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められる。

したがって、本件非公開情報 2 は条例第 7 条第 5 号に該当する。

(3) 本件非公開情報 2 の条例第 7 条第 2 号該当性について

本件非公開情報 2 の公開の可否については上記(2)の通りであるから、条例第 7 条第 2 号該当性については判断しない。

5 本件非公開情報 3 の条例第 7 条第 5 号該当性について

(1) 本件非公開情報 3 のうち「計」欄に記載の金額を除く金額の条例第 7 条第 5 号該当性について

本件非公開情報 3 は、入札に先立ち工事の予定価格を算出するために実施機関（都市整備局）が作成する文書である予定価格内訳のうち、直接工事費細目別内訳に記載された直接工事費の内訳及びその合計金額である。

実施機関（都市整備局）では、年間に同種の建築等工事を多数発注しており、これらの建築等工事の予定価格の算出に当たって使用する基本的な設備仕様に対応する一式による工事費用は、一定の期間は同一の金額を用いているため、同じ一式による工事費用を使用する同種の工事案件が当該期間中に多数発注されることになる。

当審査会で本件予定価格内訳を見分したところ、予定価格内訳は直接工事費種目別内訳、直接工事費科目別内訳、直接工事費細目別内訳で構成されており、直接工事費細目別内訳に記載された一式による工事費用から予定価格を算出する過程が記載されているものであった。そこで、直接工事費細目別内訳に記載の基本的な設備仕様に対応する一式による工事費用の金額が公開されると、それにより同じ一式による工事費用を使用する期間中における同種の工事案件の予定価格が相当程度の精度で類推することができるものと認められる。

また、予定価格に、公表されている一定の率を掛けることにより最低制限価格を算出することが可能であるから、予定価格を類推することができるということは同時に最低制限価格をも類推することができるものと認められる。

そして、最低制限価格を類推することができれば、多くの事業者は、落札することを目的に最低制限価格であると類推した金額で応札価格を決定し、本来必要な費用と利益を見込んだ価格を適正に積算せず入札に参加しようとするのが予想される。

このように、最低制限価格付近の金額に入札が集中すれば、適正な積算を行わない事業者であっても実施機関（都市整備局）は選定せざるを得ず、その場合、公共工事の品質確保のために実施機関が通常より多大な負担を負わなければ、契約内容が完全に履行されないという事態が生じるおそれがあることが認められる。

以上を踏まえると、本件非公開情報 3 を公開することにより実施機関（都市整備局）における契約事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があるものと認め

られる。

したがって、本件非公開情報3のうち、「計」欄に記載の金額を除く金額は、条例第7条第5号に該当する。

(2) 本件非公開情報3のうち「計」欄に記載の金額の条例第7条第5号該当性について

本件予定価格内訳は表紙、内訳書、直接工事費種目別内訳、直接工事費科目別内訳、直接工事費中科目別内訳、直接工事費細目別内訳により構成されている。

当審査会で確認したところ、直接工事費細目別内訳の「計」欄に記載の金額は直接工事費中科目別内訳に記載の金額に対応するものであった。また、直接工事費中科目別内訳は申出があれば公開しているものであることから、直接工事費細目別内訳の「計」欄に記載の金額は、条例第7条第5号に該当しない。

6 本件非公開情報4の条例第5号該当性について

本件非公開情報4は、入札に先立ち工事の予定価格を算出するために実施機関（建設局）が作成した文書である工事価格設計書の直接工事費の内訳金額部分である。

実施機関（建設局）によれば、本件工事は本件決定2の時点で施工中であって、工事期間中に設計変更が発生する可能性があるとのことであり、設計変更にあたっては、受注者のみならず受注能力を有すると考えられる複数の業者からあらためて、設計変更後の見積書の提出を受けることとなっているとのことである。

そして、工事期間中に工事価格設計書の直接工事費の内訳金額が公開されると、見積提出依頼を受けた受注者を含む事業者は、より高い金額の契約を得ることなどを目的に、本来の見積価格に加算を行い変更予定の金額付近の見積金額しか提示しないことが考えられ、設計変更における適正な見積算定を阻害するおそれがあることが認められる。

以上を踏まえると、本件工事が施工中である状況で本件非公開情報4を公開することにより、実施機関（建設局）の契約変更事務の適正な遂行に支障をきたすほか実施機関（建設局）の財産上の利益を失う相当の蓋然があると認められることから、本件非公開情報4は条例第7条第5号に該当する。

7 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員 島田 佳代子、委員 岡田 さなゑ、委員 長谷川 佳彦

（参考）答申に至る経過

平成29年度諮問受理第6号及び7号

年 月 日	経 過
平成29年6月29日	諮問書の受理

平成 30 年 8 月 14 日	実施機関からの意見書の收受（平成 29 年度諮問受理第 6 号）
平成 30 年 8 月 20 日	実施機関からの意見書の收受（平成 29 年度諮問受理第 7 号）
平成 30 年 9 月 18 日	審査請求人からの意見書の收受
平成 30 年 9 月 19 日	調査審議
平成 30 年 11 月 14 日	調査審議（実施機関の陳述）
平成 30 年 12 月 20 日	調査審議（実施機関の陳述）
令和元年 5 月 14 日	調査審議
令和元年 8 月 27 日	調査審議
令和元年 9 月 17 日	調査審議
令和元年 10 月 8 日	調査審議
令和 2 年 2 月 3 日	調査審議
令和 2 年 3 月 2 日	調査審議
令和 2 年 3 月 30 日	答申

別表 1

東三國小学校昇降機設備工事外 5 件の昇降機設備に係る予定価格内訳に含まれる直接工事費細目別内訳の「計」欄に記載の金額

別表 2

<p>(あ) 請求する公文書の件名又は内容</p>	<p>東三國小学校昇降機設備工事(2016年8月24日開札) 野里小学校昇降機設備工事(2016年8月24日開札) (仮称)南港南中学校区小中一貫校整備昇降機設備工事(2016年11月29日開札) 岸里小学校増築その他昇降機設備工事(2017年2月2日開札) 西天満小学校増築その他昇降機設備工事(2017年3月2日開札) 堀江小学校増築その他昇降機設備工事(2017年3月2日開札) 上記の対象案件に係る次の文書 (1) 予定価格設定の為に業者から入手した下見積もり(見積書)又は見積比較書 *業者名・総額・号機毎単価が分かればよい(*号機毎の機器/工事明細は不要) (2) 予定価格書/予定価格調書</p>
<p>(い) 決定等</p>	<p>平成29年5月8日付け大都整公設第9号による部分公開決定</p>
<p>(う) 公文書の件名</p>	<p>東三國小学校昇降機設備工事 野里小学校昇降機設備工事 (仮称)南港南中学校区小中一貫校整備昇降機設備工事 岸里小学校増築その他昇降機設備工事 西天満小学校増築その他昇降機設備工事 堀江小学校増築その他昇降機設備工事 以上6件の昇降機設備 予定価格内訳(以下「本件予定価格内訳」という)及び見積比較表(以下「本件見積比較表」という。)</p>
<p>(え) 公開しないこととした部分</p>	<p>本件予定価格内訳に含まれる細目別内訳のうち、金額部分 本件見積比較表のうち、見積採用メーカー名及び金額部分</p>
<p>(お) 公開しないこととした理由</p>	<p>条例第7条第2号に該当 (説明) 上記見積書及び昇降機設備見積り若しくはこれに類する見積り比較表(以下「見積書等」という。)に記載された主要な情報である型式ごとの単価及び金額(以下「内訳明細」という。)は、これら見積書を提出した各法人の経営上及び生産技術上の情報であって、公にすることにより、これら法人の事業者としての権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。 条例第7条第3号に該当</p>

(説明)

上記見積書に記載された内訳明細は、これら見積書を提出した各法人の経営上及び生産技術上の情報であるところ、これら見積書の一部は、当該情報の性質や当時の状況に照らし、その提供に際して「公にしない」旨の条件を付することが合理的と認められることから、当該条件を付した実施機関の要請を受けて法人から任意に提供されたものであり、かつ同号ただし書にも該当しないため。

条例第7条第5号に該当

(説明)

見積書等の主要な情報である内訳明細を公にすることにより、実施機関が今後適正な見積書を徴取できなくなり、工事価格を適正に積算できず、入札や工事契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

予定価格内訳に含まれる細目別内訳の単価等については、本市の契約事務に関する情報であり、これを公開することにより、今後発注される他の類似工事の予定価格及び最低制限価格が類推されるおそれがあり、公正な入札が行われなくなるなど、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

別表3

<p>(あ) 請求する公文書の件名又は内容</p>	<p>弁天抽水所ポンプ棟昇降装置設備工事(2016年10月20日開札)に係る次の文書 (1) 予定価格設定の為に業者から入手した下見積もり(見積書)又は見積比較書 *業者名・総額・号機毎単価が分かればよい(*号機毎の機器/工事明細は不要) (2) 予定価格書/予定価格調書</p>
<p>(い) 決定等</p>	<p>平成29年5月8日付け大建第114号による部分公開決定</p>
<p>(う) 公文書の件名</p>	<p>弁天抽水所ポンプ棟昇降装置設備工事 見積書(以下「本件見積書」という。)及び工事設計書(金入り)(以下「本件工事設計書」という。)</p>
<p>(え) 公開しないこととした部分</p>	<p>法人等の印影、個人の氏名及び見積額、直接工事費内訳金額</p>
<p>(お) 公開しないこととした理由</p>	<p>条例第7条第1号に該当 (説明) 個人の氏名については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又はほかの情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 条例第7条第2号に該当 (説明) 法人等の印影については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため 見積書のうち見積額は、これらの見積書を提出した各法人の経営上及び生産技術上の情報であって、公にすることにより、これらの法人の事業者としての権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。 条例第7条第5号に該当 (説明) 見積書のうち見積額は、本市の契約事務に関する情報であり、これを公にすることにより、実施機関が今後適正な見積の徴取ができなくなるおそれがあり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 工事設計書(金入り)のうち直接工事費内訳金額は、これを公にすることにより、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすため。</p>

